（別紙２）

審 査 の 結 果 の 要 旨

氏名　　青 島 陽 子

本論文は、１９世紀中頃に始まる一般教育の意義や、それを管轄する国民教育省の位置の見直しに基づく教育制度改革を、官僚や集団の行動・思想・心理に注目しつつ分析することで、都市における独自の「教養層」の出現など長期的な歴史的展望に開かれた転換局面と、その多彩な局相を解明し、提示することに成功している。中央レベルの議論に留まるが、地域史、民族との関係、社会的な多様性、都市と農村との差違、などとの今後のすり合わせや、社会史的研究のための、確かな基礎となる成果であると評価できる。

本論文は研究史を、教育史の検討からではなく、近年の欧米における近代ロシア史研究の動向、とくに「大改革」論、官僚制論、中間層などの研究動向の詳細な検討から始めている。それは、教育制度改革を、ロシア社会の近代化の流れの中に位置づけるという本論文の方法意識に基づいている。関連する広範囲にわたる研究状況を徹底して再検討することで、時期の限定された個別テーマの分析作業や議論のための、確固たる文脈が措定されることになった。研究史のその部分は、独立した学術上の価値を持っていると言える。

本論文の最大の強みは、本論全体に貫かれている制度史的方法と、団体論的な方法との組み合わせにある。たとえば、従来個々別々にとりあげられてきた大学制度・ギムナジア制度・初等教育制度を、一体として取り上げて改革を論じた点である。その取り組み方自体斬新である上に、それによってはじめて「初等教育」の特別な扱われ方が示唆するような、ロシア社会の基本構造に関わる興味深い事象が視界に入ってくるのである。

他方、国民教育省管轄下の教育機関の改革によって、能力と知識を基準に社会的なエリートへと昇進するシステムが構築されたのは、新たな制度設計に積極的に参加することで専門職集団としての地位を高め、独立の社団として確立途上にあった教員集団が、自らのキャリアパターンを制度設計へ反映させた結果であるとの、本論文の主旨に関わる重要な結論を導き出している。これは、団体論的方法の成果の一例である。

それらの方法と並んで本論文の独創性を支えるのが、未公刊史料の利用であり、さらにこれまでほとんど利用されてこなかった膨大な刊行史料を徹底して読み抜くことにある。

このように本論文は、明確な方法意識、内外の膨大な文献の渉猟、実質的に未利用だった史料の綿密な読解と分析、などに鑑みて、斬新な近代ロシア史像を再構築する上での、確かな礎の一つとなる業績として評価できる。たしかに説明不足なところ（史料の性格や事実関係などで）、一般的な展望の提示に留まっているところ、彫琢が望まれる訳語・概念、などが散見されるが、本論文全体の学術上の価値を損なうほどのものではない。

以上により、本審査委員会は、本論文を博士（文学）の称号を授与するにふさわしい優れた業績として認めるものである。